

日米同盟への耽溺

植村 秀樹

流通経済大学法学部教授

はじめに

民主党の大敗を受けて2012年12月に誕生した安倍政権は、2015年9月には、これまで歴代内閣が否定してきた集団的自衛権の行使を含む安全保障法制を成立させた。憲法解釈の一方的な変更を含むものであっただけに大きな論議を呼び、憲法学者のみならず、内閣法制局の元長官や最高裁判所の元判事らまでもが、この解釈変更は憲法に違反するものだとの批判を繰り返した。さらに、数万人が国会を取り巻くという「六〇年安保」以来の事態となり、野党の強い反対の中、衆議院、参議院ともに、採決が強行された（もともと、参議院特別委員会の採決の様子はテレビでも放送されたが、どう見ても採決が成立したとはいえないものであった。にもかかわらず、NHKはすぐさま「可決」と断定した）。

ここに至るまでの安倍政権の外交・安全保障政策を振り返ることが本稿の目的であるが、憲法の一方的な解釈変更による集団的自衛権の行使容認

が最大の焦点となり、この点では多くの論者によって議論が展開されたものの、安全保障政策としての側面は、それに比べると、必ずしも十分に論議がなされていないきらいがあるように思われる。メディアを通じて「戦争立法」という批判も広まり、「戦争をする国」への転換が懸念されているが、こうした見方は的外れではないものの、やや焦点がずれているようにも感じられる。そこで本稿では、安保法制に先立って日米で合意を見た「日米防衛協力の指針」の改定に注目し、少し長い時間軸の中に安倍政権の安全保障政策を位置づけてみたい。

政治信条と外交・安全保障

安倍政権の外交・安全保障政策には安倍晋三という政治家個人の信条が色濃く反映されていると思われる。まずはそのあたりから見てみよう。

政権発足から1年が過ぎた2013年12月26日、安倍首相は念願であった靖国神社への参拝を実行に移した。首相の参拝に反対していた米国政府は「失望」という強い言葉でこれを批判した。その後は参拝を控えるようになったものの、他方で、これと深く関わっているのが、従軍慰安婦問題に関する1993年の「河野談話」や先の大戦における侵略や植民地支配を謝罪した1995年の「村山談話」への嫌悪である。これらを否定したいという強い思いを抱いているものの、国内外の環境からそれは容易ではなく、2015年8月14日に発表した安

うえむら ひでき

青山学院大学大学院博士課程修了。博士（国際政治学）。専門は、日本政治外交史、安全保障論。放送大学非常勤講師、流通経済大学助教授などを経て、2001年より現職。著書に『暮らして見た普天間』（吉田書店、2015年）、『戦後』と安保の六十年』（日本経済評論社、2013年）、『自衛隊は誰のものか』（講談社、2002年）など。

倍首相の談話でも、過去の談話の内容を否定するには至らなかった。言うまでもないが、だからといって信条を変えたわけではない。

歴史認識に表れた安倍首相の復古主義的かつ国粋主義的な政治信条は対外関係にも影響をもたらしてきた。「地球儀を俯瞰する外交」を掲げ、精力的に外遊を重ねてきたものの、隣国との関係は冷え込み、中国の周近平国家主席との日中首脳会談が実現したのはようやく2014年11月のことであった。

安倍首相の政治信条を明快に表現しているのが、著書にある「個人の自由を担保しているのは国家なのである」という一節であろう（安倍 2015：67）。国家が「個人の自由を担保」するのは、主権者としての国民が個人の自由を保障せよと国家に命じているからなのだが、それは全く閑却されている。

安倍首相にとっては安全保障政策も当然、その延長線上に位置づけられる。集団的自衛権の行使できないことを「禁治産者」にたとえている（同前：136）。集団的自衛権が国際連合憲章で認められている以上、日本も当然にこの権利を持つが、それが行使できないとするのは異常なことだといふ意味である。しかし、これは完全な考え違いである。憲法がこれを禁じているのは、主権者たる国民がこの権利の行使を放棄し、それを政府に命じているということだ。国民がこれを是としてきたのに、憲法によって制約を受ける立場の政府が一方的にその制約を振り払うというのだから、憲法学者のみならず、元内閣法制局長官や元最高裁判事らから批判を受けたのは当然のことであった。「立憲主義は知らない」と言った磯崎陽輔首相補佐官（当時）ともども、立憲主義をまったく理解していないのである。

さて、安倍首相は、2013年2月にさっそく、「安全保障の法的基盤の整備に関する懇談会」（以下、安保法制懇談会とする）を再開させた。第一次安倍内閣時代の2007年5月に始まった同名の懇談会の再開であるが、名称だけでなく構成員の顔ぶれも、新たに一人加わった以外は全く同じであり、安倍首相の取り巻きの再結集である。懇談会の座長は元外交官の柳井俊二・国際海洋法裁判所長

であったが、実質的に懇談会をリードしたのは、岡崎久彦・元サウジアラビア大使と北岡伸一・国際大学学長の二人であったと思われる。一言で言えば、外務省主導である。

懇談会は発足させたものの、参議院選挙（2013年7月）が近づくと懇談会は休止状態となり、集団的自衛権の問題は鳴りを潜めた。選挙に勝利すると、北岡氏らから「集団的自衛権の全面容認」といった勇ましい声が聞こえてくるようになった。と同時に「積極的平和主義」というそれまで聞いたことのない言葉が突然登場し、以後、いたるところでこれが安倍政権の対外政策を語る際の枕詞のように使われるようになっていく。その後、自民党と公明党との間で与党協議が始まり、法制化へと歩を進めたものの、統一地方選挙、衆議院選挙と選挙が近づくとおとなしくなり、選挙への影響を避けた。やはり、国民の理解が得られにくいことを自覚していたのである。

防衛政策と日米防衛協力

安保法制懇談会の答申を受けて、2014年7月1日、安倍政権は集団的自衛権の行使を認める閣議決定を行った。公明党に配慮せざるを得なかったこともあって、岡崎氏や北岡氏らが主張してきたような集団的自衛権の「全面容認」にはならなかった。閣議決定した「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」では、「自衛の措置としての武力の行使の高三要件」の一番目に「我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」が置かれた。これを文字通りに解釈するならば、武力行使に踏み切るための敷居はかなり高いはずである。もともと存立の危機も明白な危険も政府の判断によるとなれば、実際には政府はフリーハンドを手にしたようなものである。

この閣議決定に基づいて作られたのが安全保

障関連2法案、すなわち「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案」と「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案」である。前者は閣議決定を受けて11の既存の法律の改正を1本の法案にまとめたものであり、後者の通称「国際平和支援法」は、武力行使を認める国連決議を背景に持たない多国籍軍への参加をも認める新たな法律である（後者については（植村 2015）を参照されたい）。

大きな転換を進めた安倍政権であるが、少し長い時間軸で見ると、今回の転換が決して唐突なものではないということが浮かび上がる。

冷戦時代にまでさかのぼって『防衛白書』をひもといてみると、日米安全保障体制は自国の防衛力の「足らざるところ」を補うものと位置づけられていた。それが冷戦終結後の1991年の白書から「日米安全保障体制は、わが国の存立と繁栄にとって不可欠なものである」、「日米安全保障体制を基軸とする日米同盟関係は、日本の外交の基盤となっている」、「わが国は今後とも、この体制の維持を国政の基本としていくべきである」と、外交・安全保障政策の前面に出るようになった。その後、1990年代半ばの「安保再定義」によって、日米安全保障体制は、条約に定めた「極東」の範囲を超えて、アジア太平洋地域での協力を踏み出す。1997年に改定された「日米防衛協力の指針」は、実際の焦点は朝鮮半島有事における日本の対米協力であった。

その指針（ガイドライン）は2015年4月27日、安倍首相の訪米に合わせるように日米安全保障協議委員会（通称「2+2」閣僚会合）で再び改定された。その翌日、安倍首相は、米国連邦議会上下両院会議における演説で日米同盟を「希望の同盟」（Alliance of Hope）とうたい上げるとともに、安保法制を成立させることを宣言した。今回のガイドライン改定は、中国の台頭という安全保障環境の変化に危機感を募らせた日本側から持ちかけたものであるが、米軍と自衛隊の「切れ目のない」協力を整

備するとしている。その結果、安保条約の範囲である「極東」や前ガイドライン以来の「周辺」といった地理的な範囲を取り払った文字通り「グローバルな性質」を持つ日米安保体制へと改定された。

しかしながら、安倍首相が記者会見でたびたび掲げた、朝鮮半島から避難する日本人の母親と子どもの乗った米国の船を自衛隊が守るという絵は、現実からかけ離れたものであり、まさに「紙芝居」でしかない。紛争地域からの自国民の避難はあくまでその国の責任であり、そのことは今回の新しいガイドラインにも明記してある。

新ガイドラインでは、「同盟調整メカニズム（ACM）」とより実務的な「共同計画策定メカニズム（BPM）」を構築することになっている。97年の指針のもとでは、日米間の調整メカニズムは、日本に対する武力攻撃と周辺事態に対処するためのものであったが、今回の改定によって構築するのは、平時から緊急事態までのあらゆる段階に対処できるようになっており、日本における大規模災害でも活用が可能とされている。そして、地理的な制約が外されているところから、まさに地球の裏側まで展開可能となる。安保国会で途中まで安倍首相がこだわったホルムズ海峡への派遣も可能になる。

これまでは、米国からの圧力によって自衛隊が海外に引っ張り出されてきたが、今回はむしろ、安倍政権の側から積極的に自衛隊を売りに出している。中国との紛争が生じた場合に米軍をそれに引き込むことがその狙いであろうが、米国が簡単にそれに乗ってくることはなく、安倍首相の思惑通りに「虎」が「威」を貸してくれるとは考えにくい。結局、今回の安保法制は「戦争をする国」というよりも「米国の戦争に参加する国」への転換と表現すべきであろう。

こうして日米の防衛協力を一層進める基盤整備を進めてきた安倍政権であるが、防衛の現場では日米の一体化はすでに着実に進んできている。それを象徴するのが航空自衛隊の航空総隊司令部の横田への移転（2012年）と陸上自衛隊中央即応集団司令部の座間への移転（2013年）であろう。前者は米空軍横田基地、後者は米陸軍キャンプ座

間で米軍と同居することになった。海上自衛隊の護衛艦隊司令部は一步先んじて発足当初より米海軍と同じ横須賀にある。現場ではすでに進められてきた日米の一体化に(特定秘密保護法も含めて)法的基盤を与えたのが安倍政権の3年間であった。海上自衛隊の補給艦のインド洋派遣、陸上・航空自衛隊へのイラク派遣などによって、非戦闘任務においてはすでに経験を積んできた自衛隊が、たとえ意図しなかったとしても、紛争に巻き込まれ、実弾を発射する日は近づいたことだけは確かである。

おわりに

安倍首相は、2015年4月に訪米した際、ホワイトハウスでの晩餐会で日米の同盟関係がかつてのヒット曲(ダイアナ・ロスやマーヴィン・ゲイらが歌った“Ain't No Mountain High Enough”)にたとえた。「必要なら私を呼んでください。どんなに遠くにおいても、山が高かろうと谷が深かろうと、私はすぐに駆けつけます」というその歌は、安倍首相の対米姿勢の表明そのものである。内向きで復古的な安倍首相個人の信条とは裏腹に、対外政策では向米一途であり、それも軍事面での一体化に邁進するのがその特徴である。「国家安全保障戦略」も新しい「防衛計画の大綱」(いずれも2013年12月)も、防衛力の増強とともに米国との連携の強化を推し進めるものである。沖縄の辺野古で進めている新基地建設も米軍への貢物に見える。日米同盟への耽溺と言わざるを得ないほどののめり込み

ようである。

同じように米国との同盟関係を最優先して米国の戦争に積極的に参加してきたオーストラリアでは、それに対する反省の声も出始めている。マルコム・フレーザー元首相(在任1975-83)が警鐘を鳴らしている。

「対米関係が重要であるがゆえに、オーストラリアの国益をかえりみることなく、米国に従わなければならない、米国の歓心を買うことで米国による防衛が期待できる、と政府は信じてきた。」しかし、その結果、安全保障面での主権を事実上失ってしまったオーストラリアは「対米関係を変えなければならない」とフレーザー元首相は訴える。「ひとりの人間がオーストラリアを戦争に参加させる状況を再現させてはならない。」(Broinowski, 2015:5)

これは日本人に向けての警告とも受け取れよう。いつの日か、私たち日本人がこのような反省の弁を口にせざるを得ない日が来ないとも限らない。

法整備は進められたが、その法律を首相に発動させるかどうかは国民にかかっている。■

《参考文献》

- 安倍晋三(2013)『新しい国へ 美しい国へ 完全版』(文藝春秋)。
 植村秀樹(2015)「『国際平和支援法』が開く泥沼への道」『世界』2015年7月号。
 Alison Broinowski ed. (2015), *How Does Australia Go To War? A Call for Accountability and Change*, Melbourne. <http://www.warpowersreform.org.au/wp-content/uploads/2015/06/AWPR_BOOKLET_WEB_FINAL.pdf>

